

秋の大手企業交渉、迫る!

来る10月19日～20日を中心に、第84回大手企業交渉が実施されます。第三次担い手3法が2025年12月に全面施行され、下請企業の階層に関わらず職種・経験・技能に応じた賃金の支払いや労務費を確保することや、極端に低い見積金額の禁止等々が法律で定められました。しかし事業所からの聞き取りでは、第三次担い手3法の全面施行を「知っている」がまだ半数ほどに留まっています。またこの基準に基づいた見積書を作成し、実際に請求も行っている事業所の数も伸び悩んでいます。

今回の大手企業交渉では、参加するゼネコン・サブコン・ハウスメーカー各社に対して、第三次担い手3法に基づいた契約や工事がどこまで実行されているのかも交渉の大切な中身になります。御社の関連企業も併せ、ぜひ、各々の現場での状況・情報などを東京土建までお寄せください。現場の生の声が一番の力になります。交渉日前、ギリギリまで情報提供を受付けています。



労働関係の3つのルール改正が10月1日からスタート!

10月1日から労働関係で企業の実務に影響の大きい改正が3つ同時に施行されます。

1 カスタマーハラスメント対策が義務に (改正労働施策総合推進法)

顧客や取引先などからの著しい迷惑行為(いわゆるカスハラ)で従業員の就業環境が害されないように、事業主は「雇用管理上必要な措置」を講じることが義務になりました。

●会社として整備しておきたいこと

- ・カスハラに対する会社の方針を明文化し、従業員に周知する
- ・相談窓口と現場で発生したときの対応フローを定める
- ・発生後の対応(記録、再発防止策、被害を受けた従業員のケアなど)の考え方を整理する

2 求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が義務に(改正男女雇用機会均等法)

これまでの職場のセクハラ対策に加えて、「求職者等」に対するセクハラについても、防止措置が事業主の義務になりました。

●会社として整備しておきたいこと

- ・セクハラ禁止の方針を明確にし、周知する
- ・採用フローや案内文書に注意喚起を加えるなど、記載内容を見直す

3 パートタイム・有期雇用労働者に関するルールの改正(パートタイム・有期雇用労働法施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン、雇用管理指針)

(1) 労働条件通知書の明示事項の追加

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れるときの明示事項に、「正社員との待遇の相違の内容・理由等について、事業主に説明を求めることができる旨」が加わりました。10月1日以降の新規採用や契約更新では、労働条件通知書・雇用契約書の様式を見直す必要があります。

(2) 同一労働・同一賃金ガイドラインの充実

これまでの裁判例を踏まえ、次の待遇について考え方や具体例が追加・明確化されました。

- ・賞与、退職手当
- ・無事故手当、家族手当、住宅手当
- ・病気休職・病気休暇(給与保障を含む)
- ・夏季・冬季休暇
- ・勤続に応じた褒賞(褒賞休暇、記念品、金銭など)

入管庁が他省庁と合同で立入調査へ ～外国人の「不法就労対策」として～

出入国在留管理庁は外国人の不法就労対策を強化するため、他省庁と合同で立入調査を行う方針です。国土交通省と合同で「解体業者」を対象に10月から行政指導等に入管庁職員が同行し、入管法に基づく行政指導等を行う方向で調整が進められています(他業種についても順次予定)。職員の同行により、在留資格や在留期間がその場で確認できるようになります。

在留資格のない外国人が働いていた場合、雇用していた事業者への本格的な調査につながる可能性があります。不法就労させた事業主は、たとえ「知らなかった」場合でも、在留カードの確認を怠るなど過失があれば不法就労助長罪として処罰の対象になり得ます。

外国人を雇用している、雇用を予定している事業主の皆様は以下の点を改めて確認してください(下請・協力会社の確認:自社で直接雇用していなくても現場に出入りする協力会社の作業員については注意が必要)。外国籍の仲間を守るためにも対策を取りましょう。

- 採用時に在留カード原本で確認＋コピーを保管。偽造カード対策として、出入国在留管理庁の「在留カード等読取アプリケーション」や「在留カード等番号失効情報照会」の活用も有効。
- 従事できる業務の範囲は在留資格ごと。「資格外活動許可」を得ている留学生などには就労時間の上限あり。
- 在留期限の把握。更新手続きの状況は定期的に確認。
- 雇入れ時と離職時にはハローワークへの届出が義務付。

第3回 事業所セミナー(新宿支部主催)

人が集まり、人が辞めない建設業へ —建設業の未来をつくる現場・職場改革とは—

【講師】小柳卓蔵(小柳建設株式会社 代表取締役社長)

【とき】10月23日(金) 午後7時~9時

【ところ】けんせつプラザ5F 新宿区北新宿1-8-16

ZOOMでの
参加も
可能です

参加は
無料



人手不足・高齢化が著しい建設業がこれからも持続可能な産業であり続けるために、長く働き続けられる職場づくり、働きやすい環境づくりなど先進的な取り組みを実践している事業所の具体的な経験を学びます。

今回、講師をつとめていただく小柳建設株式会社の強みは建設業界の常識を塗り替える先進的な取り組みにあります。特に、Microsoftと共同開発した「Holostruction」技術は、建設現場を3Dデータで可視化する技術で、官公庁や大手企業からも注目を集めています。また、地方でありながら日本屈指の「DX推進力」を持っていることが最大の強みです。社内におけるメール利用の廃止や契約書等のペーパーレス化、施工管理業務のフルクラウド化など、様々なDXを社内を導入することで働き方の文化を一新させ、厚生労働省が認定する「ホワイト企業ランキングTOP100」で第1位を3年連続で獲得しています。

いわゆる普通の建設会社が、どのようにして「超ホワイト企業」になったのか、「人が集まり、人が辞めない」建設業をどのようにして実践しているのか……。

参加お申し込みの際には事前アンケートもお願いしています。詳細・お問い合わせは新宿支部(03-3362-2161)まで。

緊 急 要 請

被災地・熊本県内の応急仮設木造住宅建設

八代市を中心に熊本県内で必要とされている応急仮設木造住宅の現場は11か所370戸(9月24日現在)となっており、今後まだ増加をしていく見込みです。東京土建も加盟している全国建設労働組合総連合(全建総連)傘下の関東の組合にも応急仮設住宅建設への協力要請が来ています。

就労にあたっては、①大工職、②CCUS登録、③現地1週間以上の就労などの条件をすべて満たした上で、「労働者供給事業」仮登録の手続きをまず行います。今回の応急仮設現場での賃金は26,000円/日です。御社と仕事上での協力関係にある一人親方などへの周知をお願いします。「熊本へ行って仮設住宅を作りたい」という方がいましたら、所属の支部へまず相談をお願いします。

東京都の最低賃金「1,280円」に!

10月1日から東京都の最低賃金が1,280円と定められました。昨年から比べて54円の上昇です。年齢やパート・学生といった働き方の違いにかかわらず、働く人すべてに適用されます。

また、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引き上げを図っている中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」制度もあります。詳細は厚生労働省のHPを参照してください。



火災共済・地震共済・自転車保険

東京土建では「火災共済」「地震共済」「自転車保険」の取り扱いを行っています。民間損保に比べ安価な保険料、また確かな安心をお届けしています。下記のQRコードから動画をご覧ください。

また、従業員の皆様向けに共済制度をご案内するチラシも用意しています。QRコードから簡単に回答できるアンケート(抽選で景品あり)付きのチラシになります。詳細は所属の支部までお問い合わせください。

動画は**こちら**から!



火災共済



地震共済



自転車保険

どけん共済会よりお知らせ

前進座・秋の統一観劇会

出雲の阿国

■統一観劇日

【日時】10月18日(日) 午後3時30分開演

【場所】日本橋・三越劇場

■三多摩地区の開催日程

【日時】11月5日(木) 午後3時開演

【場所】立川・たましんRISURUホール大ホール

【日時】11月6日(金) 午後3時開演

【場所】武蔵野市民文化会館大ホール

【観劇料】A席8500円を6000円(友の会割引・共済会補助800円を含む)

劇団四季統一観劇会

アナと雪の女王

公演まで残り1カ月半となりました。10月1日現在の残り、一般席が54席、ファミリーゾーンが16席となっています。早めの申込をお願いします。お問い合わせは所属の支部まで。

【日時】11月23日(祝・月)

午後1時開演(12時15分開場予定)

【場所】浜松町・四季劇場

(JR「浜松町駅」徒歩6分)

第45回

将棋大会の開催

個人戦はA~D級のレベルに応じた対局、団体戦は3人1組でそれぞれのメンバーが獲得した勝点にクラス別加算率を乗じて合計し、順位を決めます。午後からは指導対局、島朗9段、鈴木環那女流3段によるイベントも企画します。対局の上位入賞者には景品も準備します。初心者、小学生、女性も歓迎しています。詳細は所属の支部までお問い合わせください。

【日時】12月6日(日) 午前9時受付開始、午前9時30分開会式

【場所】けんせつプラザ東京

事業所の従業員のみなさんへ

知らないのはもったいない! どけん共済会の共済制度

病気
ケガを
保障



<あなたも対象> 組合総合共済

仲間の助け合いを目的に、病気やケガ、結婚や出産などで給付されます。東京土建の組合員なら誰でも対象です。

- 傷病見舞金 病気入院 A 型 **6,000円**
病気通院・自宅療養 A 型 **4,000円**

結婚 **5万円** 出産 **2万円**

- 祝金制度 小・中学校入学祝金図書カード **5,000円**
(新)中学卒業祝金 **5,000円**

- 資格講習共済 **3,000円～10,000円**
(全建総連資格取得報奨金 5,000円～10,000円もあわせて給付)

安心を
サポート



どけん火災・地震共済

25年間
変わらない掛金

どけん火災

万が一の火災に備えを。民間損保の保険料は5年で約4割値上げしていますが、どけん火災共済は25年間値上げなし。築年数を問わず古い建物でも加入できます。

- 年掛金6,000円で **1,000万円** 保障(木造等)
- 火災だけでなく、自然災害や第三者加害行為、落雷や漏水など幅広い保障内容
- 66%以上の焼損で全壊扱いの給付を受けられます(民間損保は80%以上)

●詳しくはこちら→



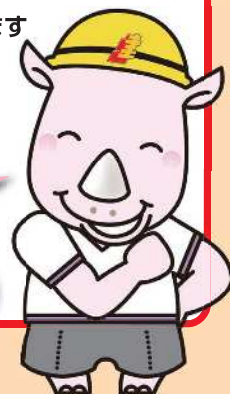
どけん地震共済

地震による火災は、火災共済では保障されません。地震共済にも加入して備えましょう。

- 全壊時、最大で **1,200万円** 保障
- 賃貸住宅にお住まいの方も加入できます
- 詳しくはこちら→



火災共済は **手頃な掛金** で
多くの仲間の生活再建を
助けてきました



お知らせです

仲間へお得な情報をおとどけする情報誌「D-LIFE」
年3回発行
電子版も発行
しています



アンケートに回答でプレゼントをゲット!

どけん共済に関するアンケートを実施中。ご協力いただいた方の中から抽選で、BRUNO オーバルホットプレート・5,000円の商品券などが当たります。



東京土建台東支部

〒110-0012 台東区竜泉1-15-2 ☎03-3876-1966

お得な
団体割引で
大きな
補償!

東京土建一般労働組合組合員の皆さまへ

中途加入も募集中!

どけん共済会の3つの保険で “もしも”のときも安心です!

所得サポート 保険



病気やケガで働けなくなった
とき毎月の生活費はどうする?

仕事以外でも補償対象となる
「**所得サポート保険**」で安心!
ご自身やご家族の生活を
しっかり守ります!

例えば、お子さんのいる3人家族の場合

月々の生活費(例)	
家賃	100,000円
光熱費	20,000円
自動車ローン	15,000円
駐車場代	10,000円
健康保険	15,000円
国民年金	30,000円
生命保険	30,000円
子どもの教育費	30,000円
食事・生活費	30,000円
合 計	280,000円

長期傷病時に収入が減っても、毎月これらの固定費がかかります。この他にも急な出費が重なることがあるはずです。

補償があれば**安心**!
病気やケガで働けない間も
生活費の
不安を解消!

親子の ちから



大切な親御さまや自身が要介護
状態になってしまったら…

「**親子のちから**」は、公的介護保険では
カバーしきれない**公的介護利用
限度額超過分・対象外サービス分**を
補償します!

↓親子のちからはこちらを補償します!!

上乗せサービス 公的介護保険の回数や 時間の超過分	公的介護保険の 対象外部分
自己負担分 所得に応じて自己負担 割合が異なります。	全額自己負担分 ・家事代行サービス利用費用 ・安否確認サービス利用費用 ・配食サービス利用費用 ・有料老人ホーム等入居費用 一部自己負担分 ・在宅改修費用 (注) 20万円までは 公的介護保険で給付
公的介護保険の 給付額	

自転車 保険



自転車運転中の事故で相手への
賠償と自身がケガを負ってしまった…

自転車事故(自身のケガ/
相手への賠償)だけでなく、
**日常生活中(業務中を除く)の
賠償事故も補償**します!

こんなときに補償します!

自転車事故によるケガ!

+

日常生活での損害賠償責任も補償!

個人賠償
2億円

自転車搭乗中だけではなく、日常生活上の**偶然な事故**で法律上の損害賠償責任を負った場合も対応しています!

※個人賠償責任はご本人、配偶者、その他の親族が補償対象!(示談交渉サービス付(日本国内のみ))

•このチラシは概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

西東京支店 府中支社

〒183-0056 東京都府中市寿町2-3-14 損保ジャパン府中ビル2F

TEL 042-366-6866

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

【お問い合わせ先(取扱代理店)】

株式会社林保険事務所

〒201-0002 東京都狛江市東野川1-20-19

TEL 03-3480-6766 FAX 03-3480-7143